

減価償却

減価償却とは、固定資産を使用することによりその価値が減少しますが、その減少した価値を費用化することをいいます。ここでは、この減価償却の内容だけでなく、固定資産の内容もみていきましょう。

1 固定資産の種類

固定資産とは、1年以上にわたり事業に利用される資産等のことをいいますが、その分類は次の通りです。

①有形固定資産

有形固定資産とは、固定資産のうち形のあるものをいい、具体的には、建物・構築物・機械装置・車両運搬具・工具器具備品・土地・建設仮勘定等をいいます。

②無形固定資産

無形固定資産とは、固定資産のうち形がない法律上の権利をいい、具体的には、営業権・特許権・実用新案権・商標権・電話加入権等をいいます。

③投資等

投資等とは、固定資産のうち他会社の支配目的や投資目的のための資産をいい、具体的には、投資有価証券・出資金・子会社株式・長期前払費用・保証金等をいいます。

2 固定資産の取得価額

このような固定資産の取得価額は、その取得形態の違いにより次のようになります。

取得形態	取得価額
①購入	その資産の購入代金に引取運賃や税金等の附属費用とその資産を事業の用に供するために直接要した費用の額の合計額
②自己建設・自己製造等	その資産の製造等のために直接要した材料費・労務費・経費の額とその資産を事業の用に供するために直接要した費用の額の合計額

3 減価償却資産

減価償却の対象となる固定資産は、有形固定資産と無形固定資産です。これらの資産のうち減価償却できる資産を「減価償却資産」といいます。

(1) 減価償却資産

減価償却の対象となる減価償却資産とは、次のようなものです。
建物・構築物・機械装置・車両運搬具・工具器具備品・営業権等

(2) 非減価償却資産

減価償却の対象とならない非減価償却資産とは、次のようなものです。
土地・建設仮勘定・借地権・電話加入権等

※減価償却資産でも稼働休止のもののように事業の用に供していないものは、減価償却を行うことができないことに注意して下さい。

4 少額減価償却資産等の取扱

(1) 少額減価償却資産の取扱

少額減価償却資産とは、減価償却資産のうち「取得価額が10万円未満のもの」または「使用可能期間が1年未満のもの」をいいます。この少額減価償却資産については、資産計上せず費用処理することができます。つまり、取得時に費用とすることができます。

(中小企業の特例)

資本金1億円未満の中小企業に限り、平成15年4月1日から平成26年3月31日までの間に取得した30万円未満の減価償却資産は総額300万円まで全額損金として処理できます。

(2) 一括償却資産の取扱

減価償却資産の取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、事業年度ごとに一括して3年間で償却する方法を選択することができます。この選択をしない場合は、通常の減価償却となります。

$$\text{一括償却資産の事業年度} \times \frac{1}{3} = \text{減価償却費}$$

(3) 取得価額の判定

取得価額の判定は、1組・1個ごとにその資産の機能する最小単で判断します。
少額減価償却資産の処理方法

取得価額が10万円未満
か使用可能期間が1年
未満の減価償却資産



取得時に費用として計上

減価償却の方法として、「定額法」「定率法」「生産高比例法」「級数法」の4つの方法があります。ここでは、中小企業で主に使用される「定額法」と「定率法」の内容をみていきましょう。なお、会社が償却方法を選択しなかったときは、定率法で減価償却費を計算します。

(1) 普通償却の方法

① 定額法

定額法とは、毎年同額の減価償却費を計上する方法で次の算式により減価償却費を計上します。建物は必ずこの方法を使用します。

$$(\text{取得価額} - \text{残存価格}) \times \text{耐用年数に応じた定額法による償却率} = \text{減価償却費}$$

または、

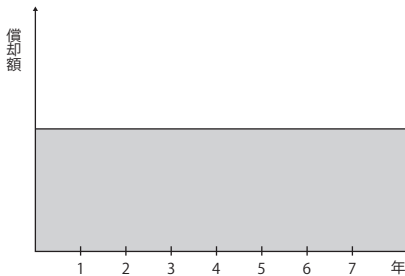
$$(\text{取得価額} - \text{残存価格}) \div \text{耐用年数} = \text{減価償却費}$$

② 定率法

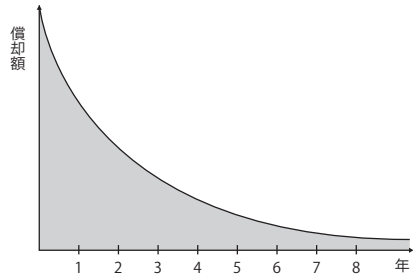
定率法とは、毎年同一の償却率により減価償却費を計算する方法で、結果として減価償却費が毎年一定の割合で逓減することとなります。

$$(\text{取得価額} - \text{既償却額}) \times \text{耐用年数に応じた定率による償却率} = \text{減価償却費}$$

① 定額法



② 定率法



(2) 耐用年数及び残存価額

① 耐用年数

耐用年数とは、その減価償却資産の使用可能期間をいい、減価償却資産の種類・構造・細目ごとに細かくその年数が定められています。

また、この耐用年数は、その資産が著しく陳腐化した場合等には、国税局長の承認を受けることで、その年数を短縮することができます。

②残存価額

減価償却資産は、耐用年数経過後においても資産価値は存在します。その資産価値は、廃棄する場合の処分見込額に相当します。その金額を減価償却資産の残存価額といいます。

この残存価額は、以前は有形減価償却資産の場合には、取得価額の10%、無形減価償却資産の場合は「0」と定められていましたが、現在ではすべて「0」となりました。つまり、取得価格のすべてを償却できることとなりました。しかし、償却期間が終了しても社内で引き続き使用しているものについては、その存在を忘れないように「1円」の価額を残しておくことになっています。

6

臨時償却と特別償却

減価償却には、通常の普通償却の他に「臨時償却」と「特別償却」があります。

(1) 臨時償却

臨時償却には、機械装置を平均使用時間を超えて使用した場合の「増加償却」や償却不足額の訂正等による「臨時償却」があります。

(2) 特別償却

特別償却とは、経済・社会政策等により減価償却費を多く計上し、資金回収をはやめる効果をもつ減価償却方法です。この特別償却には、「割増償却」と「特別償却」の2つの方法があります。

①割増償却

割増償却とは、普通償却に一定の割合を乗じて計算する方法で次の算式により計算されます。

$$\text{特別償却（割増償却）} = \text{普通償却} \times \text{割増償却割合}$$

②特別償却

特別償却とは、特別償却の対象となった固定資産の取得価額を基礎として、次のように計算されます。

$$\text{特別償却} = \text{減価償却資産の取得価額} \times \text{特別償却率}$$

7

減価償却累計額の表示方法

減価償却費の累計金額である「減価償却累計額」の貸借対照表の表示方法については、「直接法」と「間接法」の2つがあります。

(1) 直接法

直接法とは、減価償却資産から直接控除する方法で、毎年減価償却費分の金額が、貸借対照表上減額されます。

(借方) 減価償却費	〇〇〇	(貸方) 減価償却資産科目	〇〇〇
------------	-----	---------------	-----

(2) 間接法

間接法とは、減価償却累計額の勘定を設けて表示し、減価償却資産から直接控除せず、減価償却資産から間接的に控除する形式です。

(借方) 減価償却費	〇〇〇	(貸方) 減価償却累計額	〇〇〇
------------	-----	--------------	-----

<減価償却累計額の表示例>

建物の価額 5,000,000 円から、90,000 円分を減価償却する場合。

① 直接法

仕訳と貸借対照表上の表記は、以下のようになります。

(借方) 減価償却費	90,000円	(貸方) 建物	90,000円
------------	---------	---------	---------

(固定資産)

建物 4,910,000

② 間接法

仕訳と貸借対照表上の表記は、以下のようになります。

(借方) 減価償却費	90,000円	(貸方) 減価償却累計額	90,000円
------------	---------	--------------	---------

(固定資産)

建物 5,000,000

減価償却累計額 △ 90,000

4,910,000